

### Q1 空き家は利活用しなければならないのでしょうか？

空き家を必ず利活用しなくてはならないわけでもありませんし、空き家のまま保管していても構いません。ただし、維持管理は行う必要があります。

### Q2 親（所有者）が認知症でも空き家の売却はできますか？

たとえ親（所有者）が認知症であっても、所有者以外の意思で空き家を売却することはできません。成年後見人制度を活用し、親（所有者）自身が必要となる費用（老人ホームの入居費用等）のために売却する、といった理由が必要になります。

### Q3 補助制度を利用して建物を解体したいのですが、一部を倉庫として残せますか？

空き家の一部のみを除却する工事が補助対象となるか否かについては、市町ごとに取扱いが異なりますので、各市町の担当課にご確認ください。

老朽危険空き家除却支援事業に関する相談先 各市町担当課 P27～28

### Q4 相続を放棄した場合、空き家の管理責任はなくなりますか？

相続放棄を行ったとしても、管理責任が発生する場合があります。相続を放棄する時に、相続財産を占有している場合（相続財産が住宅の場合は、その住宅に居住している場合等）には、自己の財産におけるのと同じ注意をもって、その財産の保存を行わなければなりません。

空家法に基づく措置についての相談先 各市町担当課 P27～28

### Q5 隣の空き家から樹木が越境してきています。枝を伐採してよいのでしょうか？

隣の空き家から樹木が越境し、樹木の所有者にその枝の切り取りを催告しても対応されないなどの場合に、越境された土地の所有者が、自ら切り取ることができるようになりました。枝などを実際に切る場合には、事前に専門家等に民法の適用可否について確認してください。

法律に関する相談先 P30

1 空き家放置の問題点

2 適切な空き家管理

3 空き家と相続の関係

4 空き家と税金の関係

5 空き家の利活用

6 空き家に関する各種支援制度

7 Q&A